

▶「画像・図版教材」の利用条件

「画像・図版教材」は、この教材を利用する授業・講義で
①教科書として採用されており、
②指導者と受講者全員がテキストを持っている場合 の利用に限ります。

「画像・図版教材」使用申込書 をご申請いただくことで、対面・公衆送信（インターネット配信・オンデマンド授業など）^{*1}を問わず
授業・講義に利用するすべての教材に画像・図版を利用することができます。

利用できること

対面・公衆送信（インターネット配信・オンデマンド授業など）^{*2}を問わず
授業・講義に利用するすべての教材に、画像・図版を利用することができます。

用途 ・ 講義用スライド
・ 配布資料
・ オンデマンド授業^{*3}
・ オンラインストレージ上での講義資料の公開
・ 試験問題 など

注意事項

- * 1 授業目的以外での利用はできません。また複製、翻訳、二次利用等による商用利用は禁止します。
- * 2 公衆送信（インターネット配信・オンデマンド授業など）の場合 ID・パスワード等を設定したクローズドコミュニティ（非公開設定）での利用に限ります。
授業・講義の実施期間以外での公衆送信はできません。
- * 3 配信プラットフォームは問いません。

▶ 全員がテキストを所持していない場合（「参考図書」での書籍指定など）

以下に該当する場合、改正著作権法第35条において
テキストを無許諾で利用できる場合があります。

●改正著作権法第35条とは？

「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」
に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無
許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、
無許諾・無償で公に伝達することを認めています。

（2018年改正、2020年4月28日施行）

対象者と利用目的 ＊「改正著作権法第35条運用指針」をもとに作成

	該当する例	該当しない例
利用者	授業を行う「先生」と 授業を受ける「学生・生徒」に限る	企業での勉強会の講師 セミナー講師 など
学校その他の教育機関	・高等学校、高等専門学校 ・各種学校、専修学校 ・大学等（学校教育法） ・職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等） など	・営利目的の会社や個人経営の教育施設 ・各種学校の認可を受けていない予備校・塾 ・カルチャーセンター ・企業や団体等の研修施設 など
利用目的	「授業」での利用に限る ・講義、実習、演習、ゼミ ・対面授業をリアルタイムで配信する遠隔授業 ・学校その他の教育機関が主催する公開講座 など	・学校説明会、オープンキャンパスでの利用 ・教職員会議 ・大学での社会人向けセミナー ・高等教育での課外活動（サークル活動等） ・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの） ・保護者会 など



**テキストを無許諾で利用できる場合
があります**

改正著作権法第35条による利用については
次のページをご確認ください



テキストの利用には許諾が必要です

お問い合わせ

<https://member.cgarts.or.jp/cgarts/ais/user/Answer?qid=1011963>

▶ テキストを無許諾で利用できる場合

改正著作権法第35条の「対象者」と「利用目的」に該当する場合に、授業に必要な部分や部数に限り、テキストの利用が認められる場合があります。ただし、テキストの用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は認められません。

利用内容

CG-ARTSが発行する著作物の利用例は①～③のとおりです。

① テキストを無許諾・無償で 利用できる場合	② テキストを無許諾で利用できるが 補償金を支払う必要がある場合	③ 許諾が必要な場合
●期間 I単位の講義(15コマ程度) ●利用の限度 授業に必要な部分・部数に限ります 本文: 5頁(～10,000文字) / 1冊 まで 画像: 10点 / 1冊 まで ※出典(クレジット)を明記のうえご利用ください ●対面授業の場合 ▶投影用スライド ▶学生・生徒への配布資料 ▶試験(オンライン試験を含む) ●オンライン授業の場合 リアルタイム配信に限り、上記の利用限度内・用途での利用が可能です ※サーバへの保存、アーカイブはできません	補償金を支払うことでできること ①の利用の限度内で、本文・図版を掲載した資料を、クラウド・サーバを通じて生徒・学生の端末に送信する ※ID・パスワード等を設定したクローズドコミュニティ(非公開設定)での利用に限り ↓ ■授業目的公衆送信補償金制度(サートラス) https://sartras.or.jp/ 教育機関における授業目的での著作物のオンライン配信(公衆送信)について、一定の範囲で権利制限を認める代わりに、教育機関から補償金を徴収し、著作権者へ分配するしくみ。上記から申告をお願いいたします。	授業・講義に必要な範囲を超えた期間や、以下の利用の限度を超える場合は許諾が必要です ✕ 授業・講義終了後の紙・電子ファイルの資料配布 ✕ テキストの全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して配布する ✕ 授業に必要な範囲を超えて、サーバ上で電子ファイルをアーカイブして公開しいつでも閲覧可能な状態にしておく ✕ テキストの本文、画像を電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードして蓄積してライブラリ化する ✕ その他不当に利益を害すると思われるすべての行為